



# 広報 ところざわ 情報館

2.20 No.956

編集・発行:所沢市役所総合政策部秘書広報課  
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
☎042(998)9024・FAX042(994)0706  
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>  
テレホンガイド:ところざわ ☎0120(432)834

—— 全国統一防火標語 ——  
**「消す心 置いてください 火のそばに」**



## 消防本部のテレホンガイド

消防本部では、火災等の災害状況や消防関係の行事等の情報をテレホンガイドでお知らせしています。

**テレホンガイド専用番号** ☎921-0119

**3月3日(月)からは  
所沢駅サービスコーナーで  
印鑑登録証明書と住民票の写しを  
午後7時まで即日交付します**

3月3日(月)から、所沢駅サービスコーナーでは平日の午後7時まで印鑑登録証明書と住民票の写しの即日交付ができるようになりますので、どうぞご利用ください。

**【交付の条件】**

**■印鑑登録証明書**

- ①印鑑登録証(カード)を持参すること

- ②登録者本人の住所・氏名・生年月日を正確に記入できること

**■住民票の写し**

- ①申請者の住民登録が所沢市内にあること

- ②申請者本人が同一世帯員のものであること

- ③除票・改製原住民票は交付できません。

**【留意事項】**

印鑑登録証明書・住民票の写し以外の証明書は、午後5時~7時の間は受け付けのみを行い、交付は翌業務日になります。

**問い合わせ** 市民課所沢駅サービスコーナー

(日吉町1-11・所沢ステーションビル1F) ☎925-6000

**市民課における戸籍の届け出の際には、  
本人確認にご協力ををお願いします**

3月3日(月)から、戸籍の届け出(婚姻届・離婚届・養子縁組届等)の際に不正な届け出を防止し個人情報を保護するため、本人を証明する書類(免許証・パスポート等)により本人確認をさせていただくことになりました。皆さんのご理解・ご協力ををお願いします。

**問い合わせ** 市民課 (☎998-9087)

春の全国火災予防運動を3月1日(土)から7日(金)までの7日間にわたり実施します。  
平成14年中に市内で発生した火災は131件で、13年と比較して10件減少しました。

出火原因の第1位は放火の37件(放火の疑いを含む)で、全体の約28%を占めています。次にこんろ23件、たばこ13件、危険物品に引火8件、火遊び7件の順になります。また、火災による死傷者については、死者1人・負傷者20人でした。

放火による火災が多いため、皆さんのご家庭でも家の周りや人目につきやすい場所には、燃えやすい物を置かないようにし、放火されない環境をつくりましょう。

また、この季節は暖房器具を頻繁に使用するため、石油ストーブ等による火災が増える傾向にあります。特に、給油時や外出時には必ず火を消し、石油ストーブ等の付近には洗濯物等を干さないようにしましょう。

近年、全国の建物火災による死亡者(放火自殺者を除く)のうち、住宅火災による死者がそのほとんどを占め、さらに高齢者層の火災による死者の発生率が若年層に比べて格段に高い状況です。

このため消防本部では、住宅火災による高齢者等の死者および逃げ遅れによる死者の発生を防止するため、家庭における避難対策をはじめ、家庭用防災機器や防炎物品、天ぷら鍋火災の防止に優れた安全装置付き調理器具の普及にも努めています。

これからしばらくは空気が乾燥しますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

万一火災が起きてしまったときには、「慌てず、落ち着いて」初期消火と119番への通報をお願いします。

3月1日~7日

## 春の全国火災予防運動を実施します



### 火災予防キャンペーン

とき 3月1日(土)~正午~午後1時(雨天中止)  
ところ 所沢プロペ通り・所沢駅  
西口ワルツ所沢玄関前

内容 消防音楽隊によるパレードと演奏会、火災予防チラシの配布等

### 防火ポスター展

①3月1日(土)~7日(金)/午前8時~30分~午後5時・市役所1階・市民ホール  
②3月1日(土)~7日(金)/午前10時~午後7時・パルコ新所沢店・西友小手指店B館  
内容 市内小・中学生の防火ポスターの展示  
問い合わせ 消防本部予防課 (☎924-1313)

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

### ■3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す

### ■4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



### 119番の通報要領

- ①「火事」か「救急」かをはっきりと
- ②火事の場合 建物の名称と近くにある目標を、「何がどのように燃えているか」を
- ③救急の場合 「誰がどうしたか」「どこが痛いのか」「出血しているか」「意識はあるか」「呼吸をしているか」等の状況を
- ④住所 (○○町△△番□□号) と名前・電話番号を

### 携帯電話からの119番通報

携帯電話からの119番通報は、一般電話からの通報と異なり、埼玉県内のどこからかけても一括してさいたま市消防本部につながります。その後、県内の各消防本部に転送されます。このため、最初に「所沢市です」と言つていただければ、すぐに所沢市消防本部に転送され、いち早く現場に出場することができます。

**問い合わせ** 消防本部指令課 (☎924-1311)